

1 介護サービス基盤の整備

令和22(2040)年に向けて、認定者数の増加が見込まれることから、引き続き、介護保険サービスの基盤整備を進めていくことが求められています。サービス基盤の整備にあたっては、熊野町の特性や地理的配置を考慮し、介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、今後増加が予想される認知症高齢者や中重度者に対応可能な介護サービスを進めていきます。また、感染症や災害発生時の業務継続に向けた取組を支援します。

(1) 介護サービス

■ 居宅サービス

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
訪問介護	給付費(千円/年)	68,497	72,800	77,053	75,853
	回数(回/年)	23,832	25,307	26,768	26,420
	人数(人/年)	1,704	1,800	1,896	1,920
訪問入浴介護	給付費(千円/年)	12,679	13,907	14,472	12,686
	回数(回/年)	1,036	1,134	1,180	1,036
	人数(人/年)	264	288	300	264
訪問看護	給付費(千円/年)	91,386	103,259	107,328	106,584
	回数(回/年)	17,162	19,400	20,173	20,164
	人数(人/年)	1,884	2,148	2,232	2,244
訪問リハビリテーション	給付費(千円/年)	2,906	3,421	3,421	3,765
	回数(回/年)	924	1,088	1,088	1,196
	人数(人/年)	84	96	96	108
居宅療養管理指導	給付費(千円/年)	17,461	18,870	19,787	19,158
	人数(人/年)	1,368	1,476	1,548	1,500
通所介護	給付費(千円/年)	199,574	214,638	223,730	227,908
	回数(回/年)	27,866	29,839	31,066	31,854
	人数(人/年)	2,760	2,952	3,072	3,156
通所リハビリテーション	給付費(千円/年)	140,754	153,364	158,640	160,152
	回数(回/年)	16,288	17,634	18,268	18,588
	人数(人/年)	1,848	2,004	2,076	2,112
短期入所生活介護	給付費(千円/年)	105,038	114,388	122,584	117,365
	日数(日/年)	12,884	14,030	14,992	14,482
	人数(人/年)	792	864	924	900
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円/年)	41,395	43,633	47,283	45,909
	日数(日/年)	3,664	3,862	4,187	4,069
	人数(人/年)	360	384	420	408
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	日数(日/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	日数(日/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円/年)	64,580	70,218	73,540	71,935
	人数(人/年)	4,452	4,812	5,028	5,016
特定福祉用具購入費	給付費(千円/年)	2,812	2,812	2,812	3,162
	人数(人/年)	72	72	72	84
住宅改修費	給付費(千円/年)	7,169	7,169	8,259	8,259
	人数(人/年)	84	84	96	96
特定施設入居者生活介護	給付費(千円/年)	79,487	79,531	91,264	93,703
	人数(人/年)	420	420	480	492

■地域密着型サービス

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円/年)	12,511	14,421	15,384	13,481
	回数(回/年)	1,398	1,588	1,703	1,513
	人数(人/年)	156	180	192	168
認知症対応型通所介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	回数(回/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円/年)	83,794	83,841	90,770	92,385
	人数(人/年)	420	420	456	468
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円/年)	110,907	110,968	110,968	110,968
	人数(人/年)	432	432	432	432
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0

■施設サービス

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
介護老人福祉施設	給付費(千円/年)	423,819	424,055	424,055	524,279
	人数(人/年)	1,632	1,632	1,632	2,016
介護老人保健施設	給付費(千円/年)	440,218	440,462	440,462	544,727
	人数(人/年)	1,572	1,572	1,572	1,944
介護医療院	給付費(千円/年)	47,494	47,520	47,520	86,084
	人数(人/年)	120	120	120	216
介護療養型医療施設	給付費(千円/年)	22,365	22,377	22,377	
	人数(人/年)	60	60	60	

■居宅介護支援

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
居宅介護支援	給付費(千円/年)	97,649	104,752	109,158	110,226
	人数(人/年)	6,840	7,320	7,620	7,740

## (2) 介護予防サービス

### ■ 介護予防サービス

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	回数(回/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円/年)	11,803	12,569	12,569	13,452
	回数(回/年)	2,938	3,118	3,118	3,348
	人数(人/年)	348	372	372	396
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円/年)	637	637	637	637
	回数(回/年)	206	206	206	206
	人数(人/年)	24	24	24	24
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円/年)	1,731	2,020	2,020	2,020
	人数(人/年)	144	168	168	168
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円/年)	17,634	18,887	19,378	20,622
	人数(人/年)	504	540	552	588
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円/年)	1,476	1,477	1,477	1,477
	日数(日/年)	275	275	275	275
	人数(人/年)	12	12	12	12
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円/年)	1,917	1,918	1,918	1,918
	日数(日/年)	257	257	257	257
	人数(人/年)	12	12	12	12
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	日数(日/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	日数(日/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円/年)	7,579	8,183	8,278	8,902
	人数(人/年)	1,032	1,116	1,128	1,212
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円/年)	1,193	1,193	1,193	1,193
	人数(人/年)	36	36	36	36
介護予防住宅改修	給付費(千円/年)	5,088	5,088	5,088	6,086
	人数(人/年)	60	60	60	72
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円/年)	6,973	6,977	8,153	8,911
	人数(人/年)	84	84	96	108

### ■ 地域密着型介護予防サービス

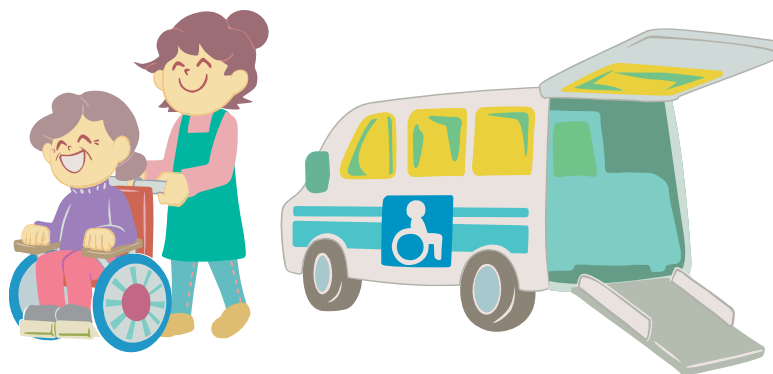
区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	回数(回/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円/年)	1,627	1,628	1,628	1,628
	人数(人/年)	24	24	24	24
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0

### ■ 介護予防支援

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
介護予防支援	給付費(千円/年)	6,282	6,716	6,823	7,306
	人数(人/年)	1,404	1,500	1,524	1,632

### (3) 感染症や災害発生時の業務継続に向けた取組

継続的なサービス提供の体制支援	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛星・防護用品、手指消毒用アルコールの介護事業所への配布</li> <li>○町内介護事業所との感染症対策についての懇談会の開催</li> <li>○新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定及び介護サービス事業所等の人員基準の臨時的な取扱いの基準を定めた。</li> <li>○町内介護事業所において、業務継続計画未整備</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続することができるための備え</li> <li>○行政、保健所、医療機関、介護事業所間等の応援体制づくり</li> </ul>
	今後の取組	<p>行政、保健所、医療機関、介護事業所間等において、平常時から ICT を活用した会議の実施を推進し、業務のオンライン化の整備の検討を行います。</p> <p>また、必要なサービスを継続的に提供できるよう、町内介護事業所において、業務継続計画の策定を支援します。</p>



## 2 介護サービスの質の向上・適正化

介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するための取組が重要です。加えて、少子高齢化が進行し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが必要です。

### (1) 要介護認定の公平・公正化

要介護認定の公平・公正化	現状	○認定調査員能力向上研修への参加 ○認定調査員研修会の開催
	課題	認定調査員の人材育成と人材確保
	今後の取組	要介護認定は、医療・保健・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会で、高齢者の心身の状況調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定の結果(一次判定)と主治医の意見書等に基づき審査判定を行います。 認定の客観性と公平性を確保するため、認定調査員に対して十分な研修・指導を行います。

#### ●評価指標

指標	現状 (令和元年度実績)	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査の研修の実施	—	年1回	年1回	年1回

### (2) 介護給付の適正化

ケアプランの点検	現状	○国保連合会が実施するケアプラン点検支援事業への参加 ○町内居宅介護支援事業所を対象にケアプラン点検を実施
	課題	ケアマネジャーの人材育成
	今後の取組	個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービスを改善するため、ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、点検及び支援を行います。

住宅改修等の点検	現状	住宅改修等の内容確認の実施
	課題	ケアマネジャーの人材育成
	今後の取組	<p>住宅改修の点検では、受給者の状態に応じた適切な改修となるよう、専門職の関与、理由書や工事見積書などにより改修内容を確認するとともに、必要に応じて現地確認などにより施行状況を検査します。</p> <p>福祉用具貸与・購入の点検では、不適切または不要な福祉用具貸与・購入を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるため、福祉用具の必要性や使用頻度、利用状況を調査します。</p>
縦覧点検・医療情報との突合	現状	縦覧点検・医療情報との突合により実施
	今後の取組	<p>受給者ごとの介護報酬支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの妥当性、算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りを早期に発見し、適切に対応します。</p> <p>受給者の後期高齢者医療・国民保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除などを図ります。</p>
介護給付費通知	現状	介護給付費を通知
	今後の取組	<p>介護予防サービス、介護サービスを利用している人に対し、介護サービス費用額などを記載した通知を送付し、自らが受けているサービスを改めて確認していただき、コスト意識の啓発と不正請求の発見を促します。</p>

●評価指標

指標	現状 (令和元年度実績)	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランの点検事業所数	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所
住宅改修点検件数の割合	100%	100%	100%	100%
福祉用具貸与・購入点検	実施	実施	実施	実施
縦覧点検・医療情報との突合	実施	実施	実施	実施
介護給付費通知送付	年1回	年1回	年1回	年1回

### (3) 地域密着型サービス等の指定及び指導監督

地域密着型サービス等の指定及び指導監督	現状	○地域密着型サービス事業所への実施指導の実施 ○居宅介護支援事業所への実施指導の実施
	課題	○適正な運営指導の実施 ○居宅介護支援事業者の指定権限の移譲に伴う指定更新事務量の増加
	今後の取組	地域密着型サービス事業者の指定について、熊野町地域密着型サービス運営協議会において事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定します。 また、事業者に対して適切な指導監督を行い、地域密着型サービスの質の確保に努めます。 居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業所の指定についても、基準に従い適切な審査を行うとともに、適切な指導監督を行い、サービスの質の確保に努めます。

#### ●評価指標

指標	現状 (令和元年度実績)	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者の実地指導の実施事業所数	7事業所	7事業所	7事業所	7事業所

### (4) 適切な苦情対応体制

適切な苦情対応体制	現状	苦情対応
	課題	相談苦情の事実確認と再発防止
	今後の取組	地域包括支援センター(おとしより相談センター)や役場窓口を中心とした高齢者の相談体制について、それぞれの窓口の果たすべき役割を一層重視し、身近な地域で気軽に相談できるよう努めます。 また、被保険者の意見や相談苦情等に適切に対応し、介護保険サービスの質の向上につなげます。

### (5) 介護サービスを担う人材の確保と資質向上に対する支援

介護サービスを担う人材の確保と資質向上に対する支援	現状	○生活支援員養成講座の開催 ○介護人材実態調査(県実施)
	課題	介護職員の処遇改善
	今後の取組	介護サービス従事者の人材の育成及びサービスの質の確保に向けた情報提供を行い、施設内外の研修等を活用したサービスの向上に向けた取組を推進します。また、生活支援員の活用の拡大と啓発周知を推進していきます。

(1) 高齢者の住まいの確保

高齢者の住まいの確保	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県営住宅建替え工事</li> <li>○サービス付き高齢者向け住宅の整備</li> <li>○養護老人ホーム入所措置</li> </ul>
	今後の取組	<p>住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者や障害者等の幅広いニーズに対応した、誰にもやさしい公営住宅の運営を行います。</p> <p>また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を踏まえ、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携してサービスを提供することを目的に整備が進むと考えられる「サービス付き高齢者向け住宅」等の整備が適正に行われるよう、庁内関係課や県等と連携し、高齢者が安心して住み続けることのできる住まいの情報の把握・集積を行い、その情報を提供します。</p> <p>環境上の理由や経済的な理由により、自宅で生活することが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの措置を行い、虐待等により緊急避難等が必要な場合には、養護老人ホームの専用居室での一時入所の対応を行います。</p>

(2) 福祉連携住宅と西部地域健康センターの連携

福祉連携住宅と西部地域健康センターの連携	現状	県住宅管理部門・西部地域健康センター・社会福祉課・高齢者支援課との連絡会議の定期実施
	課題	関係機関との情報共有と調整
	今後の取組	高齢者向けの県営住宅と高齢者の介護予防事業等に取り組む西部地域健康センターとの有機的な連携を促進し、高齢者の健康づくりを推進します。



## 4 高齢者が安全に暮らせるまちづくり

近年の多発する大雨や台風の大型化などにより、全国各地で大規模な災害が発生しています。

このような状況のもと、町民、事業者、関係機関及び町が防災・減災に対するより高い意識を持ち、それぞれの役割を十分理解し、町全体が協働して災害に強いまちづくりの実現を推進します。

また、町民の生活安全及び事故防止の啓発や道路環境の整備等を行い、安全で住みよい地域社会の実現を図ります。

### (1) 地域防災の体制の充実

防災・減災対策の推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊野町防災・減災まちづくり条例(R2.4.1施行)</li> <li>○熊野町防災・減災まちづくり会議の開催</li> <li>○自主防災組織の設立支援</li> <li>○自主防災組織に対する防災資機材の購入や防災マップづくりなどへの補助</li> <li>○一時避難場所として利用する集会所等の修繕補助</li> <li>○感染症対策に対応した避難所運営</li> <li>○避難路の道路整備</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「自助」「共助」「公助」を基本とした地域ぐるみの支援体制の確立</li> <li>○自主防災組織の設立の町内全域への広がりと継続的な活動ができる組織づくり</li> </ul>
	今後の取組	<p>熊野町防災・減災まちづくり条例の理念に基づき、町と町民の協働による防災・減災対策を推進します。</p> <p>地域の防災拠点となる防災センターを整備します。</p>
避難行動要支援者台帳の整備	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時要配慮者に対する避難行動要支援者名簿への掲載に関する調査を実施</li> <li>○避難行動要支援者名簿取扱いマニュアルに基づき、警察、消防機関に平常時から名簿提供開始</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者名簿の提供と個別支援プラン作成の支援方法</li> <li>○防災関係部署との連携と啓発活動</li> <li>○避難行動要支援者名簿を活用した防災教室等の開催</li> <li>○ケアマネジャー等への防災等を意識したケアプランの作成</li> </ul>
	今後の取組	<p>避難時に第三者の支援が必要な人には、避難行動要支援者としての名簿登録を促し、災害時の安否確認や避難誘導支援に活用します。</p> <p>協定を交わした避難支援等関係者には、平常時から避難行動要支援者名簿を提供し、声かけなどを通じて、顔のわかる関係づくりに取り組みます。</p> <p>また、条例に添った防災啓発との連携と体制の整備の検討を行います。</p>

●評価指標

指標	現状 (令和元年度実績)	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難行動要支援者に関する調査の返送率	66.3%	70.0%	75.0%	80.0%

(2) 地域防犯の促進

地域の防犯体制づくりの促進	現状	○防犯ボランティア活動の支援(用品貸与、保険加入等) ○チラシ(交番だより、防犯ひろしま)の回覧による広報啓発
	課題	防犯ボランティアの高齢化に伴い、活動の継続が困難
	今後の取組	防犯ボランティア活動を支援するとともに、警察、地域、行政などが連携を強化して防犯活動を実施します。
防犯灯の整備	現状	防犯灯の設置・維持管理に対し、自治会へ補助金を交付
	課題	令和8年度前後に防犯灯のLEDの更新時期の集中
	今後の取組	防犯灯設置等への補助金交付を継続し、夜間の安全性の向上に努めます。

(3) 消費者被害防止対策の推進

消費者教育の推進	現状	○相談窓口の開設(月曜日・水曜日) ○啓発情報の広報誌掲載 ○詐欺、悪質商法被害防止等に関する消費生活講座や地域サロン等での啓発 ○熊野町ケアマネジャー会議にて消費者被害についての研修実施
	課題	○全体へ啓発が浸透するための手段・手法の展開 ○相談員の出勤日以外での相談対応の方法
	今後の取組	高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者本人や家族に向けて広報紙など多様な媒体による啓発を行うとともに、自治会や公民館活動など地域の高齢者が集まる場所に消費生活相談員が出向いて啓発活動を行います。

#### (4) 交通安全対策の充実

交通安全対策	現状	交通安全運動に伴う広報及び啓発活動の実施
	課題	全体へ啓発が浸透するための手段・手法の展開
	今後の取組	住民参加による交通安全運動の推進や交通安全教室の開催等によって、交通ルールやマナーの意識を高めま す。
道路環境の安全確保	現状	○豪雨災害による被災箇所を把握し、道路等の破損箇所 について順次復旧工事に着手 ○県道及び町道の拡幅、交差点改良 ○道路安全施設の整備、更新 ○農地、農業用施設、林道等の整備
	課題	道路改良に伴う土地所有者の協力(用地買収)
	今後の取組	幹線道路網の整備を推進することにより生活道の交通 量を緩和し、日常生活における歩行環境の安全性を高め ます。 また、高齢者や障害者の通行に配慮し、ガードレール等 の安全施設整備や歩道の段差解消を進めるとともに、引 き続き、関係機関に対して、横断歩道の整備を要望してい きます。

